

静岡県中小企業団体中央会

団体所得補償プラン

（所得補償保険）

所得補償保険は、所得補償保険普通保険約款に各種特約をセットした保険で、被保険者（保険の対象となる方）が保険期間中に、病気またはケガによって就業不能となった場合の所得の減少に備える保険です。

現在の所得の範囲内で保険金額が設定できます（就業不能の発生にかかわらず得られる所得は除きます）。

**万一、病気やケガで働けなくなった場合の
就業不能中の所得をカバーし、あなたの生活をお守りします！**



病気やケガによる就業不能中の所得を補償！
天災事故によるケガも補償対象！
加入に際し医師の診査は不要！

◆本制度は静岡県中小企業団体中央会を
保険契約者とした団体契約です。

団体割引適用で、個人で加入されるより

15% 割安です！

本制度の加入対象となる方

静岡県中小企業団体中央会傘下の組合・団体組織等に所属する会員事業所の経営者・従業員の皆さまおよびその配偶者の方で勤労所得のある方を被保険者としてご加入いただけます。

保険契約者 静岡県中小企業団体中央会

取扱代理店 静岡県協同振興株式会社

引受保険会社 損害保険ジャパン株式会社

保険期間 2025年9月1日午後4時から

2026年9月1日午後4時まで 1年間

※中途加入は毎月受付中！（毎月10日締切、書類必着）

病気やケガによる就業不能中の月々の所得を補償します

所得補償保険の特長

① 病気・ケガで入院・医師の指示による自宅療養中の月々の所得を補償します

- 入院・医師の指示による自宅療養のため、業務にまったく従事できない場合の所得を補償します。
- 入院期間に加え、医師の指示による自宅療養の期間も補償の対象となります。
- 所得とは、勤労によって得られる所得をいいます。(利息収入等は含まれません。)



② 世界中・24時間いつでも補償します

- 業務中・業務外、国内・国外、病気・ケガを問わず就業不能になった場合に補償します。

③ 最長1年間の長期補償、就業不能を補償します

- 補償の対象となる期間は、支払対象外期間（4日）を超えた就業不能期間で、かつ、対象期間（1年）を限度とします。
- ※1 支払対象外期間を超える就業不能が終了した後、その就業不能の原因となった身体障害によって6か月以内に就業不能が再発した場合は、後の就業不能は前の就業不能と同一の就業不能とみなします。ただし、就業不能が終了した日からその日を含めて6か月を経過した日の翌日以降に被保険者が再び就業不能になった場合は、後の就業不能は前の就業不能とは異なった就業不能とみなし、新たに支払対象外期間および対象期間を適用します。
- ※2 対象期間を超えた就業不能はお支払いの対象となりません。
- 通算して1,000日分保険金を受け取られるまでご契約を継続できます。



④ 団体割引15%、個人で加入されるよりもお得です

- 団体割引15%が適用され、個人で加入されるよりお得です。

⑤ ケガによる万一の死亡・後遺障害も補償します

- 特約により、万一の事故によるケガが原因の死亡・後遺障害が補償されます。



⑥ 天災補償でさらに安心

- 天災危険補償特約がセットされているため、地震・噴火またはこれらによる津波によって被ったケガによる就業不能も補償します。



⑦ 精神障害による就業不能も補償します

- 特約により、気分障害（躁病、うつ病など）、統合失調症、神経衰弱、血管性認知症等、幅広い精神障害を補償します。
- ※1 アルコール依存、薬物依存等はお支払いの対象となりません。
- ※2 ご加入初年度の場合、就業不能の原因となった精神障害が2025年9月1日以前に発病していた場合は保険金支払いの対象とはなりません。（中途加入の場合は、加入日以前となります。）



⑧ 病気やケガによる重度障害を補償します

- 万一重度障害になられた場合には、休業損害や入院費の他にも様々な出費がかさむことが考えられます。このようなリスクに備え一時金をお支払いします。

(注) 保険金のお支払方法等重要な事項は、『この保険のあらまし』以降に記載されていますので、必ずご参照ください。
また、8ページに記載の「■基本補償の保険金額の設定について」をご確認のうえ、加入タイプをお決めください。